

Q&A

2024年4月2日
経団連 GX推進機構設立支援準備室

質問 民間出資者が、GX推進機構に対して、その出資持分を任意で出資後遅滞なく無償譲渡した場合には、税務上、その出資をした全額を寄附金の額として、法人税法第37条第1項の規定に基づき、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入することとしてよいか。

➤ 国税庁に確認した結果、一般論として金銭以外の資産を贈与した場合には、その贈与の時における価額を寄附金の額として法人税法第37条の規定を適用することとされており、照会に係る事実関係を前提とする限り、その見解で差し支えないことが確認された。

【ご参考】法人税法第37条第1項

内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

以 上